

## 新型コロナウイルス感染症に係る 「帰国者・接触者相談センター」を開設しました

発熱、呼吸器症状などがある方で、新型コロナウイルスへの感染が疑われる場合に、診療体制の整った「帰国者・接触者外来設置医療機関」を適切に受診できるよう、本日、川崎市内7区に「帰国者・接触者相談センター」を開設しました。

### 1. 相談対象者

以下のいずれかを満たす方

- (1) 発熱又は呼吸器症状のある方で、  
新型コロナウイルス感染症であることが確定した方と濃厚接触歴がある
- (2) 37.5℃以上の発熱かつ呼吸器症状のある方で、  
発症前14日以内に湖北省に渡航又は居住していた
- (3) 37.5℃以上の発熱かつ呼吸器症状のある方で、  
発症前14日以内に「湖北省に渡航又は居住していた人」と濃厚接触歴がある
- (4) 発熱、呼吸器症状その他感染症を疑わせるような症状のうち、集中治療等が必要であり、新型コロナウイルス感染症の鑑別を要する方

※体調に不安のある方で、上記に当てはまらない方は、お近くの医療機関を受診してください。

※対象者は、今後変更となる可能性があります。適宜、市ホームページで御案内します。

### 2. 対応時間

平日 午前8時30分から午後5時15分まで

※対応時間外は区役所守衛室の電話番号を案内します。守衛室で連絡先を伺った上で、担当者から折り返しの御連絡をいたします。

### 3. 連絡先

相談対象者に該当する場合は、お住まいの区の帰国者・接触者相談センターに御連絡ください。該当する場合のみ「帰国者・接触者外来」への受診調整をさせていただきます。

お住まいの区	電話番号
川崎区	044-201-3189
幸区	044-556-6715
中原区	044-744-3104
高津区	044-861-3341
宮前区	044-856-3217
多摩区	044-935-3217
麻生区	044-965-5218

(問い合わせ先) 川崎市健康福祉局保健所感染症対策課 小泉  
044(200)2446

## 川崎市健康安全研究所岡部所長の解説による 新型コロナウイルス感染症に係る YouTube 動画を公開しました

川崎市では、中国国内を中心に感染が拡大している新型コロナウイルス感染症についての対策に取り組み、正確な情報発信に努めています。

その一環として、感染症の専門家である川崎市健康安全研究所岡部所長の解説による、新型コロナウイルス感染症に係るユーチューブ動画を2月7日に公開しました。

### 1 動画について

#### (1) 解説

川崎市健康安全研究所所長 岡部信彦

〔※感染症の専門家で、2003年のSARS、2009年の新型インフルエンザ発生時には国の対策を検討する委員会の副委員長を務めました。〕

#### (2) タイトル

新型肺炎について～正しい情報で正しい行動を～

#### (3) 内容

- ①そもそもコロナウイルスってなあに？（34秒頃）
- ②新型コロナウイルスの特徴は？（2分57秒頃）
- ③かからないためにはどうしたら良い？（7分50秒頃）
- ④イベントなど、人ごみは避けた方が良い？（12分10秒頃）
- ⑤高齢者やこどものリスクは？（14分9秒頃）
- ⑥どんな状態なら受診すべき？（16分26秒頃）

#### (4) 視聴回数

3万1千回（2月10日（月）8時30分時点）

### 2 URL

#### (1) 市ホームページ

<http://www.city.kawasaki.jp/350/page/0000114231.html>

#### (2) ユーチューブ動画

<https://youtu.be/l6j2JgSqiww>

※「川崎市 岡部信彦」で検索ください。

問合せ先：川崎市健康福祉局保健所健康増進課  
担当 久々津（くくつ） 電話 044-200-2429

令和2年2月12日

各 { 都 道 府 県  
保健所設置市  
特 別 区 } 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省健康局結核感染症課

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律  
第12条第1項及び第14条第2項に基づく届出の基準等  
における新型コロナウイルス感染症に関する流行地域について

新型コロナウイルス感染症に関しては、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項及び第14条第2項に基づく届出の基準等について（一部改正）」（令和2年2月4日付け健感発 0204 第1号厚生労働省健康局結核感染症課長通知。以下「届出通知」という。）において、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第12条第1項及び第14条第2項に基づく届出の基準等をお示ししたところです。

今般の諸外国での発生状況等に鑑み、届出通知における新型コロナウイルス感染症の流行地域について下記の通り変更することとしましたので、御了知いただくとともに、貴管内市町村、関係機関等への周知を図るとともに、その実施に遺漏なきようお願いいたします。

## 記

### 1 新型コロナウイルス感染症に関する流行地域について

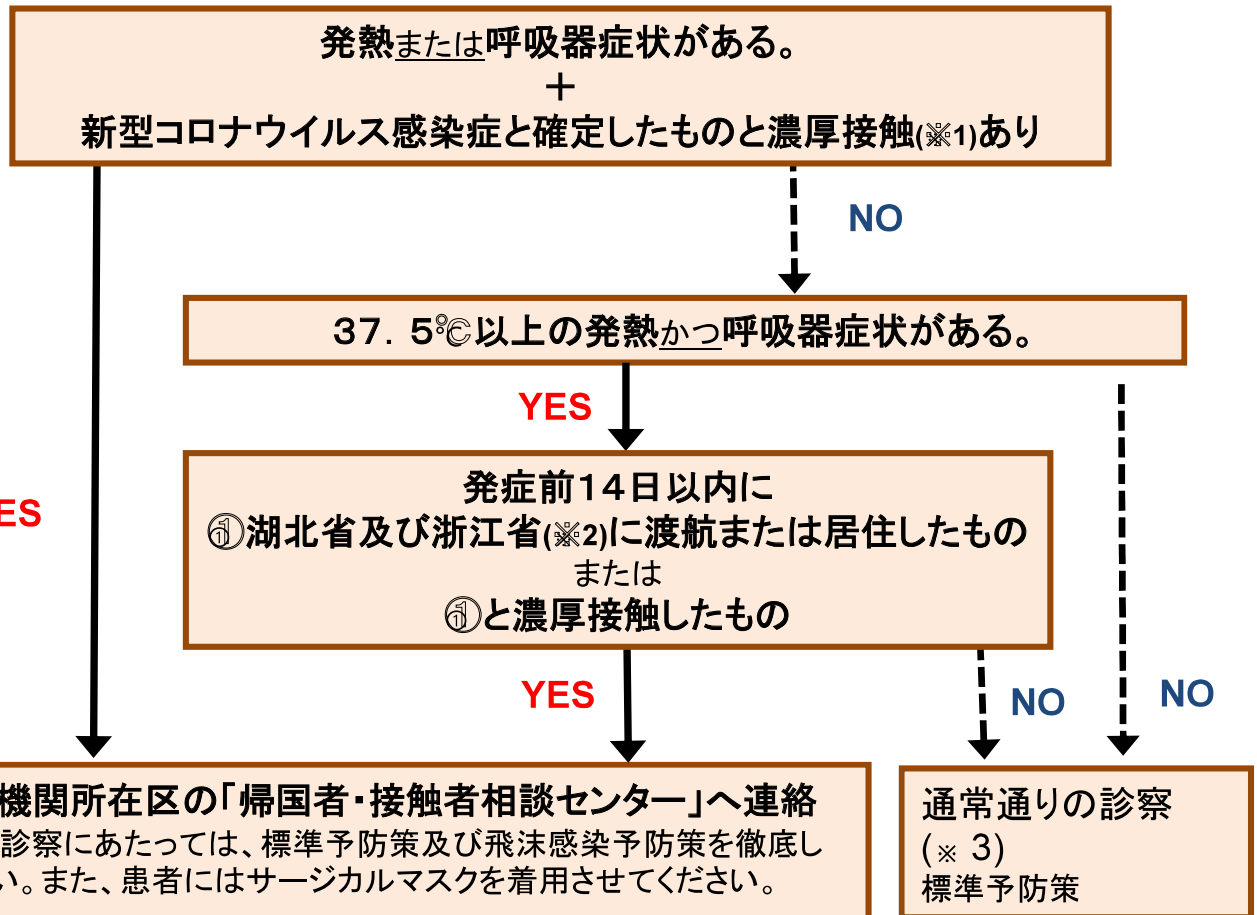
届出通知の別紙における「第7 指定感染症」の（4）イ及びウで示されている「WHOの公表内容から新型コロナウイルス感染症の流行が確認されている地域」とは、中華人民共和国湖北省及び浙江省とする。

### 2 適用日等

令和2年2月13日より適用することとし、同日以降の医師の診断より、届出通知の別紙「第7 指定感染症」の（4）イ及びウについて「発症前14日以内に中華人民共和国湖北省及び浙江省に渡航又は居住していたもの」と取り扱うこととする。

また、今後取扱いに変更がある場合、別途厚生労働省健康局結核感染症課より連絡する。

新型コロナウイルス感染症疑い患者対応フローチャート



※各区の「帰国者・接触者相談センター」連絡先

	電話番号 (開庁時)	休日・夜間 (守衛室)		電話番号 (開庁時)	休日・夜間 (守衛室)
川崎区	201-3189	201-3185	宮前区	856-3217	856-3117
幸区	556-6715	556-6638	多摩区	935-3217	935-3137
中原区	744-3104	744-3192	麻生区	965-5218	965-5173
高津区	861-3341	861-3350			

※ 1 濃厚接触とは

- ・新型コロナウイルス感染症が疑われるものと同居あるいは長時間の接触(車内、飛行機内等を含む)
- ・適切な感染防護無しに新型コロナウイルス感染症が疑われる患者を診察、看護若しくは介護していたもの
- ・新型コロナウイルス感染症が疑われるものの気道分泌液若しくは体液等の汚染物質に直接接触した可能性が高いもの。

※ 2 WHOの公表内容から新型コロナウイルス感染症の流行が確認されている地域

※ 3 各項目に該当しなくても、感染が強く疑われる事例があれば、保健所支所に御相談ください。

# 新型コロナウイルスを防ぐには

## 新型コロナウイルス感染症とは

ウイルス性の風邪の一種です。発熱やのどの痛み、咳が長引くこと（1週間前後）が多く、強いだるさ（倦怠感）を訴える方が多いことが特徴です。  
感染から発症までの潜伏期間は1日から12.5日（多くは5日から6日）といわれています。

新型コロナウイルスは飛沫感染と接触感染によりうつるといわれています。

飛沫感染	感染者の飛沫（くしゃみ、咳、つばなど）と一緒にウイルスが放出され、他の方がそのウイルスを口や鼻などから吸い込んで感染します。
接触感染	感染者がくしゃみや咳を手で押さえた後、その手で周りの物に触れるとウイルスがつきます。他の方がそれを触るとウイルスが手に付着し、その手で口や鼻を触ると粘膜から感染します。

重症化すると肺炎となり、死亡例も確認されているので注意しましょう。  
特にご高齢の方や基礎疾患のある方は重症化しやすい可能性が考えられます。

## 日常生活で気を付けること

まずは手洗いが大切です。外出先からの帰宅時や調理の前後、食事前などにこまめに石けんやアルコール消毒液などで手を洗いましょう。

咳などの症状がある方は、咳やくしゃみを手で押さえると、その手で触ったものにウイルスが付着し、ドアノブなどを介して他の方に病気をうつす可能性がありますので、咳エチケットを行ってください。

持病がある方、ご高齢の方は、できるだけ人混みの多い場所を避けるなど、より一層注意してください。

**発熱等の風邪の症状が見られるときは、学校や会社を休んでください。**

発熱等の風邪症状が見られたら、毎日、体温を測定して記録してください。

## こんな方はご注意ください

次の症状がある方は「帰国者・接触者相談センター」にご相談ください。

風邪の症状や37.5℃以上の発熱が4日以上続いている  
(解熱剤を飲み続けなければならないときを含みます)

強いだるさ(倦怠感)や息苦しさ(呼吸困難)がある

### ※ 高齢者や基礎疾患等のある方は、上の状態が2日程度続く場合

センターでご相談の結果、新型コロナウイルス感染の疑いのある場合には、専門の「帰国者・接触者外来」をご紹介します。

マスクを着用し、公共交通機関の利用を避けて受診してください。

「帰国者・接触者相談センター」はすべての都道府県で設置しています。

詳しくは以下のURLまたはQRコードからご覧いただけます。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/covid19-kikokusyasessyokusya.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/covid19-kikokusyasessyokusya.html)



## 一般的なお問い合わせなどはこちら

その他、ご自身の症状に不安がある場合など、一般的なお問い合わせについては、次の窓口にご相談ください。

厚生労働省相談窓口 電話番号 0120-565653 (フリーダイヤル)

受付時間 9:00~21:00 (土日・祝日も実施)

聴覚に障害のある方をはじめ、電話での相談が難しい方 FAX 03-3595-2756

### <都道府県の連絡欄>

--

令和2年2月17日改訂版

# 川崎市新型コロナウイルス等対策行動計画 概要版

## 市行動計画作成の目的

新型コロナウイルス等（新型コロナウイルス及び新感染症）は、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されており、これらが発生した場合には、国全体の危機管理として対応する必要があり、平成25年4月に「新型コロナウイルス等対策特別措置法」が施行された。そこで、川崎市においても特措法で規定された事項を加え、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」等と相まって、新型コロナウイルス等対策を、総合的に推進することを目的に市行動計画を作成した。

## 市行動計画の構成

### 【第1章 総論】

- 1 新型コロナウイルス等対策特別措置法の制定
- 2 市行動計画の位置づけ及び対象とする感染症

### 【第2章 新型コロナウイルス等対策の実施に関する基本的な方針】

- 1 新型コロナウイルス等対策の目的及び基本的な戦略
- 2 新型コロナウイルス等対策の基本的な考え方
- 3 新型コロナウイルス等対策実施上の留意点
- 4 新型コロナウイルス等が発生したときの被害想定等
- 5 新型コロナウイルス等対策推進のための役割分担
- 6 行動計画の主要6項目
- 7 発生段階

### 【第3章 各段階における対策】

- 1 未発生期
  - 2 海外発生期
  - 3 県内未発生期
  - 4 県内発生早期
  - 5 県内感染期
  - 6 小康期
- 各段階における具体的な対策を、主要6項目の各項目に対応する形で、記述。

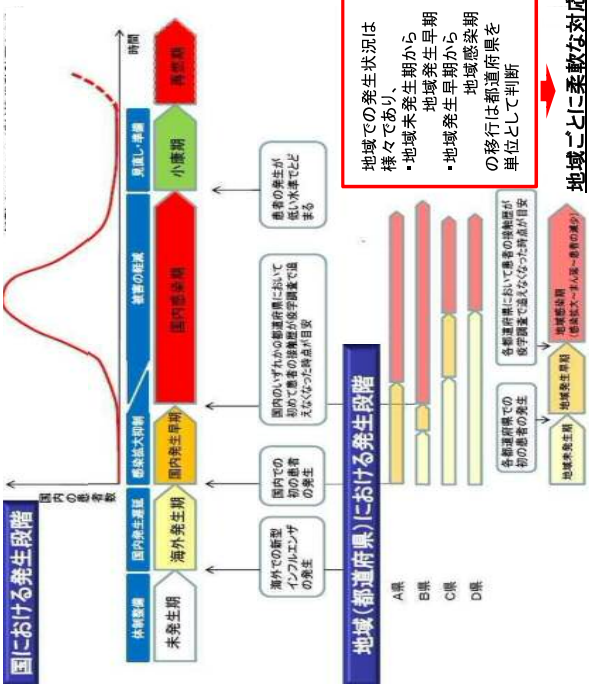
- 【主要6項目】
- (1) 実施体制
  - (2) サーベイランス・情報収集
  - (3) 情報提供・共有
  - (4) 予防・まん延防止
  - (5) 医療
  - (6) 市民生活及び市民経済の安定の確保

## 第1章 総論

### 【市行動計画の特徴】

- 【位置づけ】 特措法の規定により市行動計画に基づき作成
- 【対象の疾患】 新型コロナウイルス及び新感染症
- 【発生段階】 県単位の発生段階

### <発生段階の考え方>

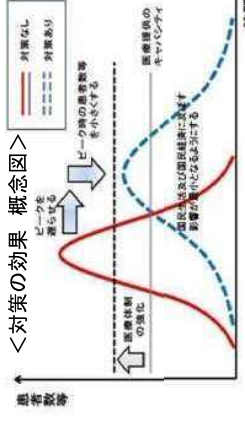


## 第2章 新型コロナウイルス等対策の実施に関する基本的な方針

### 【新型コロナウイルス等対策の目的及び基本的な戦略】

世界中のどこかで発生すれば市内への侵入、多数の市民の死傷は避けられないことを念頭に、次の2点を主たる目的として対策を講じる。

- (1) 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する。
- (2) 市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小となるようにする。



### 【新型コロナウイルス等対策実施上の留意点】

- (1) 基本的人権の尊重
- (2) 危機管理としての特措法の性格
- (3) 関係機関相互の連携協力力の確保
- (4) 記録の作成・保存

### 【各発生段階における危機管理体制と主な対応】

発生段階		危機管理体制	主な対応
国	神奈川県川崎市		
未発生期	未発生期	川崎市 危機管理推進会議 (会長:副市長) ※具体的な対策は「新型コロナウイルス等対策専門部会」で検討する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・サーベイランスの実施</li> <li>・発生に備えた事前準備</li> <li>・市民への情報提供</li> </ul>
海外発生期	海外発生期	川崎市 新型コロナウイルス等対策本部 (本部長:市長)	<ul style="list-style-type: none"> <li>※感染症の発生状況を把握、分析すること</li> <li>・海外からの侵入防止対策</li> <li>・国内発生に備えた対策の実施</li> <li>・サーベイランスの強化</li> <li>・市民への情報提供</li> <li>・業務継続計画に基づく重要業務への重点化の準備</li> </ul>
国内発生早期	県内未発生期	【各区】 区本部 (本部長:区長)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民への情報提供</li> <li>・全庁的なまん延防止</li> <li>・市内患者療養の早期把握</li> <li>・適正な医療の提供</li> <li>・業務継続計画に基づく重要業務への重点化の実施</li> </ul>
国内感染期	県内感染期	川崎市 危機管理推進会議 (会長:副市長) ※具体的な対策は「新型コロナウイルス等対策専門部会」で検討する。 ※政府対策本部及び県対策本部が設置されている場合は、市対策本部及び区本部を継続する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第一波に関する対策の評価</li> <li>・第二波への体制整備</li> <li>・第二波の発生の早期深知</li> </ul>
小康期	小康期		

# 第3章 各段階における対応

状況の変化に即応した意思決定を迅速に行うため、あらかじめ発生段階を設け、各段階における対応を柔軟に選択し、実施する。  
 新型インフルエンザ等の発生時には、これらの各段階における対応を柔軟に選択し、実施する。

発生段階	未発生期	海外発生期	県内未発生期	県内発生早期	県内感染期	小康期	緊急事態宣言が 発せられた 場合の 緊急事態措置 ※必要最小限の対策を 選択して実行する
<b>1 実施体制</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>発生に備え、体制の整備を行う。</li> <li>発生を早期に見出す。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>国内侵入をできるだけ遅らせるとともに、侵入を早期発見する。</li> <li>県内及び市内での発生に備え体制を整備する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>県内及び市内での発生に備えた体制整備を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>感染拡大をできるだけ抑える。</li> <li>適切な医療を提供する。</li> <li>感染拡大に備えて体制整備を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>医療体制を維持する。</li> <li>健康被害、市民生活、市民経済への影響を最小限に抑える。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>第二波の流行に備える。</li> <li>第二波を早期に探知する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>特措法第34条に基づき市対策本部の設置</li> <li>他自治体からの応援</li> <li>他自治体への応援</li> </ul>
<b>2 サーパーインフルエンザ情報収集</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>危機管理推進会議における検討</li> <li>行動計画策定、見直し</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>川崎市新型インフルエンザ等対策本部設置 各区本部設置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>スーパーインフルエンザの強化</li> <li>患者の全数把握開始</li> <li>集団施設での探知強化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>スーパーインフルエンザの変更</li> <li>患者の全数把握等の中止</li> <li>システムによるサーベイランス</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>サーベイランスの維持</li> <li>患者の全数把握等の中止</li> <li>システムによるサーベイランス</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>第一波終息の発表</li> <li>体制の縮小、見直し</li> </ul>	
<b>3 情報提供・共有</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市民、事業者等への迅速な情報提供</li> <li>双方向のコミュニケーション</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>多様な媒体を用い、対策等に関する積極的な情報提供</li> <li>コールセンターを設置し、市民への適切な情報提供</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>水際対策の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>不要不急の外出等</li> <li>の自粛の呼び掛け</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>不要不急の外出等の自粛の呼び掛け</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>第一波終息の発表</li> <li>体制の縮小、見直し</li> </ul>	
<b>4 予防・まん延防止</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>個人等への対策実施の啓発</li> <li>水際対策、患者対応の実施</li> <li>予防接種の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>特定接種への協力</li> <li>住民接種の実施</li> <li>患者に対する入院措置</li> <li>濃厚接触者への対応</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>帰国者・接触者相談センター、帰国者・接触者外来の設置</li> <li>帰国者・接触者相談センター、帰国者・接触者外来の設置</li> <li>帰国者・接触者相談センター、帰国者・接触者外来の設置</li> <li>帰国者・接触者相談センター、帰国者・接触者外来の設置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>帰国者・接触者相談センター、帰国者・接触者外来の設置</li> <li>帰国者・接触者相談センター、帰国者・接触者外来の設置</li> <li>帰国者・接触者相談センター、帰国者・接触者外来の設置</li> <li>帰国者・接触者相談センター、帰国者・接触者外来の設置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>帰国者・接触者相談センター、帰国者・接触者外来の設置</li> <li>帰国者・接触者相談センター、帰国者・接触者外来の設置</li> <li>帰国者・接触者相談センター、帰国者・接触者外来の設置</li> <li>帰国者・接触者相談センター、帰国者・接触者外来の設置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>帰国者・接触者相談センター、帰国者・接触者外来の設置</li> <li>帰国者・接触者相談センター、帰国者・接触者外来の設置</li> <li>帰国者・接触者相談センター、帰国者・接触者外来の設置</li> <li>帰国者・接触者相談センター、帰国者・接触者外来の設置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>帰国者・接触者相談センター、帰国者・接触者外来の設置</li> <li>帰国者・接触者相談センター、帰国者・接触者外来の設置</li> <li>帰国者・接触者相談センター、帰国者・接触者外来の設置</li> <li>帰国者・接触者相談センター、帰国者・接触者外来の設置</li> </ul>
<b>5 医療</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市民生活に関わる重要事業の継続・食料、生活必需品の安定供給</li> <li>要介護者等への支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>医療体制の整備</li> <li>抗インフルエンザウイルス薬の備蓄検討</li> <li>診療継続計画策定の要請</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>医療体制の整備</li> <li>抗インフルエンザウイルス薬の備蓄検討</li> <li>診療継続計画策定の要請</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>医療体制の整備</li> <li>抗インフルエンザウイルス薬の備蓄検討</li> <li>診療継続計画策定の要請</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>医療体制の整備</li> <li>抗インフルエンザウイルス薬の備蓄検討</li> <li>診療継続計画策定の要請</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>医療体制等の再整備</li> <li>医療提供体制の確保</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>臨時の医療施設の設置等</li> </ul>
<b>6 市民生活及び市民経済の安定</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市民生活に関わる重要事業の継続・食料、生活必需品の安定供給</li> <li>要介護者等への支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>業務継続計画の策定</li> <li>必要な物資の備蓄</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>業務継続計画に基づき感染対策、重要業務への重点化等の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>業務継続計画に基づき感染対策、重要業務への重点化等の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>業務継続計画に基づき感染対策、重要業務への重点化等の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>業務継続計画に基づき感染対策、重要業務への重点化等の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>生活関連物資等の価格の安定</li> <li>要介護者への生活支援</li> <li>埋葬・火葬の特例実施等</li> </ul>

## ※緊急事態宣言：

国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがある新型インフルエンザ等が国内で発生し、全国的かつ急速なまん延により、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがあると認められるとき、特措法第32条に基づき、政府対策本部が行う。